

です。我々は、当面、次の如き機関を設けることが、必要不可欠かと考へるのではありません。

1. 全口協議委員会、
 2. 地方協議委員会、
 3. 地区協議委員会、
 4. 産業別協議委員会、
- (五) 以下、三以上の機関の構成並に任ムに關する我々の腹案を述べて置きます。

六 全口協議委員会の構成並に任務

- ① 全口協や委員会。構成——全口協や委員会は、統一運動に参加するすべての組合の正代表と、地区協や委員会の代表（但し三の場合同、既成団体以外の人を選出する）とによりて構成する。（選出比率は、联合体三名、單獨組合一名、地区協や委員会代表一名、但し、東京以外の地に本部を有する單獨組合、並に地区協や委員会の代表は、会議に出席出来ない場合は、文書によりて意見を提出することが出来る。）
 - ② 全口協や委員会は、必要に応じて拡大協や委員会を存続することが出来る。（委員の選出比率は、全口協や委員会に於て適當決定する。）
 - ③ 全口協や委員会の任ム——全口協や委員会は、「戦線統一運動の全般的指導」を行ふことを任ムとするものであるが、それと具体的な利害を争はずに次の通りである。
- 八 新同盟の運動方針——組織、スト、ボイコ、政治、教育、その他に關する——綱領、規約、並々の草案の作成

- 一、各地方、各地区に於て敢行されるべき共同斗争の戦線的指導。
- 二、全口的組合会議結成運動に關する基本的方針の確立、並に、その運動の全体的指導
- 三、右翼組合の大家並に、米組合大家への働きかけに關する基本的方針の確立。
- 四、産業別整理統一に關する基本方針の決定。
- 五、戦線統一運動に關する各地方の聯絡、並に全口的斗争の整理。
- 六、全口協や委員会は、右の任ムを遂行するため、少くも毎週一回会合をもち、定期的に「戦線統一ニュース」を発行する。

七 地方協議委員会の構成並に任務

- ① 地方協や委員会は、関東、関西、中部、並に設置する（亦るべくは、九州並に北海道にもそれを設置するやう努力する）
- ② 地方協や委員会の構成——地方協や委員会は、联合体の地方組織並に当該地方の單獨組合の代表者によりて構成する。選出比率は、联合体の地方組織三名、單獨組合二名とする。但し、東京、大阪、名古屋、以外の地に組合の本部を有する單獨組合は、自組合より派置すべき地方協や委員の数を減すことと出来る）
- ③ 地方協や委員会の任ムは、——
一、全口協や委員会に於て決定される運動方針、綱領、規約、並々の草案の審議。全